

# 大分県ソフトテニス連盟規約

昭和44年3月17日

規約第1号

改正 昭和50年3月16日  
昭和53年3月12日  
昭和56年3月 1日  
昭和59年3月 1日  
昭和61年3月 1日  
昭和63年2月29日  
平成 3年2月24日  
平成 6年3月 1日  
平成11年2月21日  
平成13年4月28日  
平成17年4月23日  
平成22年4月24日  
平成23年3月20日  
平成25年3月16日  
平成26年3月15日  
平成27年3月14日  
平成28年3月12日  
平成30年3月10日  
令和 2年3月15日  
令和 3年3月15日

## 目 次

- 第 1 章 総 則 (第1条—第4条)
- 第 2 章 目的及び事業 (第5条・第6条)
- 第 3 章 加盟団体 (第7条・第8条)
- 第 4 章 所属団体 (チーム) 及び会員の登録 (第9条・10条)
- 第 5 章 役員及び代議員等 (第11条—第24条)
- 第 6 章 会 議 (第25条—第32条)
- 第 7 章 会 計 (第33条—第38条)
- 第 8 章 事業年度及び会計年度 (第39条・第40条)
- 第 9 章 規約の改定 (第41条)
- 第10章 郡市の規約 (第42条)
- 第11章 補 則 (第43条)
- 附 則

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、大分県ソフトテニス連盟という。

### (構成団体)

第2条 本連盟は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「日本連盟」という。）及び公益財団法人大分県スポーツ協会の構成団体となる。

2 本連盟は、日本連盟の支部をかねる。

### (事務局)

第3条 本連盟は、事務局を事務局長方におく。

### (支 部)

第4条 本連盟は、各郡市に支部をおく。

## 第2章 目的及び事業

### (目 的)

第5条 本連盟は、大分県におけるソフトテニスを総括し、代表する団体としてソフトテニスの普及・振興を図り、もって大分県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) ソフトテニスの普及、振興、指導及び奨励に関する諸計画並びに実施
- (2) ソフトテニス競技会（以下「競技会」という。）の実施及び参加
- (3) ソフトテニスに関する講習会、研修会及び検定会（以下「講習会等」という。）の開催、実施及び協力並びに指導者の育成
- (4) 大分県を代表するソフトテニス選手及び監督等の選抜及び推薦
- (5) 会員の普及・強化・親睦・融和の推進
- (6) ソフトテニスに係わる表彰
- (7) ソフトテニス施設の普及、改善及び助成
- (8) ソフトテニスに関する調査研究
- (9) 他団体との連絡協調
- (10) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 加盟団体

### (加盟団体)

第7条 本連盟の加盟団体は、大分県内にあるソフトテニス団体で、本連盟の趣旨に賛同し、入会したもので次のとおりとする。

- (1) 郡市を総括するソフトテニス競技団体（以下「支部」という。）
- (2) 大分県ソフトテニスレディース連盟（以下「県レディース連盟」という。）
- (3) 大分県学生ソフトテニス連盟（以下「県学生連盟」という。）
- (4) 大分県高等学校体育連盟ソフトテニス専門部（以下「県高体連」という。）
- (5) 大分県中学校体育連盟ソフトテニス競技部（以下「県中体連」という。）

- (6) 大分県内の小学生を統括するソフトテニス競技団体(以下「県小学生部会」という。)
- (7) 大分県内のシニアを統括するソフトテニス競技団体(以下「県シニア部会」という。)
- (8) その他、大分県内に組織されたソフトテニス競技団体

#### (加 盟)

第8条 本連盟に加盟しようとする団体は、代議員会において3分の2以上の同意を得なければならない。

### 第4章 所属団体(チーム)及び会員の登録

#### (所属団体)

第9条 本連盟の所属団体(チーム)は日本連盟に登録すること。

#### (会 員)

第10条 本連盟の会員は毎年、所属団体(チーム)ごとに日本連盟の会員登録システムより登録すること。

### 第5章 役員及び代議員等

#### (役 員)

第11条 本連盟には次の役員をおく。

理 事 40名以内(うち、会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、事務局長1名及び常務理事若干名とする。)

2 監事 2名

#### (役員を選任及び職務)

第12条 会長は理事会で推薦し、代議員会の議決により推挙する。

2 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。

3 会長は、学識経験者及び副会長経験者並びに本連盟に功績のあった者とする。

第13条 副会長は理事会で推薦し、代議員会の議決により、会長が任命する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

3 副会長は、次のとおりとする。

① 学識経験者及び理事長経験者並びに永年役員として本連盟に功績のあった者とする。

② 県レディース連盟を代表する者とする。

③ 支部代表経験者並びに本連盟に功績のあった者の中から推薦された者とする。ただし、推薦者がいない場合はこの限りでない。

第14条 理事長は、理事の互選により、会長が任命する。

2 理事長は、理事会の議決に基づき会務を処理する。

第15条 副理事長は、理事の中から、理事長が任命する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 副理事長は、専門委員会を統括する。

第16条 事務局長は、理事の中から、理事長が任命する。

2 事務局長は、事務及び会計を処理する。

第17条 常務理事は、次の第2項に掲げる事項に基づき選出し、理事の中から、理事長が任命

する。

2 常務理事は、次のとおりとする。

- ① 理事長・副理事長・事務局長
- ② 本連盟が設置する専門委員会の委員長・副委員長
- ③ 本連盟の加盟団体選出理事
- ④ 会長が推薦した理事

3 常務理事は、理事会より附託された業務にあたる。

第18条 理事は、次のとおりとする。

- |                              |     |    |
|------------------------------|-----|----|
| (1) 6地区 (16支部)               | 9名  |    |
| ① 県北地区(中津市、宇佐市、豊後高田市)        |     | 2名 |
| ② 別杵地区(別府市、杵築市、速見郡、国東市・東国東郡) |     | 1名 |
| ③ 久大地区(日田市、玖珠郡)              |     | 1名 |
| ④ 県中地区(大分市、由布市)              |     | 2名 |
| ⑤ 県南地区(佐伯市、臼杵市、津久見市)         |     | 2名 |
| ⑥ 豊肥地区(竹田市、豊後大野市)            |     | 1名 |
| (2) 県レディース連盟                 | 2名  |    |
| (3) 県学生連盟                    | 1名  |    |
| (4) 県高体連                     | 2名  |    |
| (5) 県中体連                     | 2名  |    |
| (6) 県小学生部会                   | 1名  |    |
| (7) 県シニア部会                   | 1名  |    |
| (8) 職域                       | 若干名 |    |
| (9) クラブ                      | 若干名 |    |
| (10) 学識経験者                   | 若干名 |    |

2 支部代表理事は、各地区の互選により選出する。

3 加盟団体代表理事は、当該団体で選出する。

4 職域代表者、クラブ代表者及び学識経験者は、会長が任命する。

第19条 監事は、代議員の中から互選し、会長が任命する。

2 監事は、本連盟の会計監査を行ない、毎年度代議員会に報告する。

#### (役員の任期・解任)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長・副会長・理事長の任期は、同一役職を概ね連続10年以内とする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の場合も後任者が就任するまで、その職務を行なわなければならない。

5 役員が次のいずれかに該当するときには、代議員会において3分の2以上の決議により解任することが出来る。ただし、決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ② 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (代議員)

第21条 本連盟は、代議員をおく。

2 代議員は、本連盟の加盟団体の代表者1名をもってあてる。

**(代議員の職務)**

第22条 代議員は代議員会を組織し、本連盟の重要事項を審議決定する。

**(代議員の任期)**

第23条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代議員は、辞任または任期満了の場合も後任者が就任するまで、その職務を行なわなければならない。

**(顧問・参与)**

第24条 本連盟に顧問及び参与を若干名おくことができる。任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により代議員会で決定し会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。

4 顧問は、学識経験者及び会長・副会長経験者、理事長経験者及び永年役員として本連盟に功績のあった者とする。

5 参与は、永年役員として本連盟の功績のあった者とする。

## 第6章 会 議

**(種 類)**

第25条 本連盟の会議は、代議員会、理事会、常務理事会、専門委員会及び支部長会とする。

2 会議において議長が認めた場合、構成員以外の者が参加し意見を求めることができる。

**(代議員会)**

第26条 代議員会は、本連盟の役員と代議員をもって構成するとともに会長が招集し、議長となる。

2 代議員会は、次の事項を審議し、決定する。議決は多数決とし、可否同数のときは議長が決定するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 役員を選出・推薦及び解任に関する事項

(4) 会費の決定に関する事項

(5) 表彰に関する事項

(6) 専門委員会・専門部・支部長会に関する事項

(7) 規約の改正に関する事項

(8) その他会長が附議した事項

3 代議員会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときまたは3分の2以上の代議員が連名で会長に申し出たときは、開催することができる。

4 代議員会は、本連盟の役員並びに代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって代えることができる。

### (専 決)

第27条 代議員会を招集する時間がない緊急を要する場合は、会長が専決することができる。  
この場合において、会長は、その旨を代議員に通知するとともに、代議員会の承認を受けなければならない。

### (理事会)

第28条 理事会は、理事をもって構成するとともに必要に応じて会長が招集し、議長となる。  
2 理事会は、次の事項を審議し、決定する。議決は多数決とし、可否同数のときは議長が決定するものとする。  
(1) 代議員会に附議すべき事項  
(2) 本連盟の事業執行に関する事項  
(3) その他本連盟の会務執行に関する事項  
(4) 別に定める表彰規程により推薦された個人及び団体の審査  
(5) 顧問、参与及び会長・副会長の推薦に関する事項  
3 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって代えることができる。

### (常務理事会)

第29条 常務理事会は、常務理事をもって構成するとともに本連盟の会務の執行上必要に応じて理事長が招集し、議長となる。  
2 常務理事会は、次の事項を審議し、決定する。議決は多数決とし、可否同数のときは議長が決定するものとする。  
(1) 理事会に附議すべき事項  
(2) 理事会より附託された会務等に関する事項  
(3) 大分県を代表するソフトテニス選手及び監督等の選抜及び推薦に関する事項  
(4) 委員会の会務等に関する事項  
(5) その他理事長が附議した事項

### (専門委員会)

第30条 本連盟は、事業遂行のため専門委員会を置くことができる。  
2 専門委員会の名称及び委員数並びに業務に関する規程は、別に定める。

### (専門部)

第31条 本連盟は、事業遂行のため専門部を置くことができる。  
2 専門部の名称及び業務に関する規程は、別に定める。

### (支部長会)

第32条 支部長会は、16支部の代表者及び会長・副会長・常務理事長で構成し必要に応じて会長が招集し、議長となる。  
2 支部長会は、支部長の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって代えることができる。  
3 支部長会は、次の事項を審議し、決定する。議決は支部長による多数決とし、可否同数のときは議長が決定するものとする。  
(1) 県民体育大会に関する事項

- (2) 本連盟主催・主管大会以外の大会に関する事項
- (3) 各地区からの副会長の推薦に関する事項
- (4) その他会長が附議した事項

## 第7章 会 計

### (経 費)

第33条 本連盟の経費は、次の収入金をもってあてる。

- (1) 16支部の会費
- (2) 会員の登録料
- (3) 参加料
- (4) 補助金及び交付金
- (5) 寄附金
- (6) その他の収入

2 会計に関する規程は、別に定める。

### (会費・登録料・参加料)

第34条 前条の16支部の会費、会員の登録料及び参加料に関する規程は、別に定める。

### (会費・登録料の払い込み)

第35条 本連盟の支部は、毎年6月末日までに支部の会費を納付するものとする。

2 本連盟の会員の登録料は、日本連盟の会員登録システムより毎年6月末日までに納付するものとする。

### (競技会等参加料)

第36条 本連盟の主催する競技会及び講習会等に参加する者は、競技会及び講習会等ごとに参加料を納付するものとする。

### (会費・登録料の返還)

第37条 既納の支部会費及び会員登録料は如何なる事由があっても返還しない。

### (資産の管理者)

第38条 本連盟の資産は、会長が管理する。

## 第8章 事業年度及び会計年度

### (事業年度)

第39条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (会計年度)

第40条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

2 会計年度終了から代議員会までの間における経費は、会長の責任において暫定処理することができる。

## 第9章 規約の改定

### (規約の改定)

第41条 本規約は、代議員会において3分の2以上の同意を得て改定することができる。

## 第10章 郡市の規約

(郡市の規約)

第42条 郡市支部に関する規約は、本規約に準じて各支部において、これを定める。

## 第11章 補則

(委任)

第43条 この規約で定めるもののほか本連盟に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この規約は、昭和44年3月17日から施行する。

### 附則

この規約は、昭和50年3月16日から施行する。

### 附則

この規約は、昭和53年3月12日から施行する。

### 附則

この規約は、昭和56年3月1日から施行する。

### 附則

この規約は、昭和59年3月1日から施行する。

### 附則

この規約は、昭和61年3月1日から施行する。

### 附則

この規約は、昭和63年2月29日から施行する。

### 附則

この規約は、平成3年2月24日から施行する。

### 附則

この規約は、平成6年3月1日から施行する。

### 附則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

### 附則

この規約は、平成13年4月28日から施行する。

### 附則

この規約は、平成17年4月23日から施行する。

### 附則

この規約は、平成22年4月25日から施行する。

### 附則

この規約は、平成23年3月20日から施行する。

### 附則

この規約は、平成25年3月16日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成26年3月15日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成27年3月14日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成28年3月12日から施行する。

**附 則**

この規約は、平成30年3月10日から施行する。

**附 則**

この規約は、令和2年3月15日から施行する。

**附 則**

この規約は、令和3年3月15日から施行する。